

令和7年田子町農業委員会第3回総会 議事録

1. 開会 令和7年3月10日（月） 午後6時16分

2. 閉会 令和7年3月10日（月） 午後6時59分

3. 場所 田子町役場 第1会議室

4. 提出案件

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第1号「令和7年度農業委員会総会日程について」

日程第4 議案第7号

農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第5 議案第8号

農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

日程第6 議案第9号

非農地証明交付申請の承認について

日程第7 議案第10号

令和6年度最適化活動の目標の設定について

日程第8 その他

5. 出席委員（10名）

1 番山崎順子 2 番山市礼子 3 番上平満広 4 番畠山嘉昭 5 番佐藤豊美

6 番木崎正夫 7 番西野榮一 8 番澤頭勉 9 番細谷一夫 10 番大坊和民

欠席委員（0名）

6. 会議署名委員

3 番上平満広 4 番畠山嘉昭

7. 職務のため出席した者

事務局長 白板 大幸 主査 袖村 征志 主査 工藤 由美

事務局長	会議に先立ちまして、本日の委員欠席状況についてご報告します。欠席は、0名となっております。 農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、過半数以上出席しておりますので会議は成立します。 それでは農業委員会憲章を唱和いたします。 唱和のリードは、6番木崎委員にお願いします。 (全員起立唱和)
事務局長	会長よりあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。それでは、以降の進行については、議長からお願いします。
議長	ただ今から、令和7年田子町農業委員会第1回総会を開会いたします。
議長	日程第1「会議録署名委員の指名について」を議題といたします。 会議録署名委員は、議長より指名致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり)
議長	全員、異議ないようですので、異議ないものと認め、指名致します。 3番上平委員、4番畠山委員にお願い致します。
議長 (日程2)	日程第2「会期の決定について」を議題と致します。 お諮りいたします。本総会を1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり)
議長	全員、異議ないようですので、異議ないものと認め、本日1日と致します。
議長 (日程3)	日程第3、報告第1号「令和7年度農業委員会総会日程について」であります。 事務局長から説明願います。
事務局長	報告第1号「令和7年度農業委員会総会日程について」であります。こちらについては担当者から報告します。
担当者	(説明)

議長	報告が終わりましたので審議願います。 質問・意見等ございませんか。
議長	それでは、お諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声、多数あり） ないようですので、報告第1号を終わります。
議長 （日程4）	日程第4、議案第7号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。 事務局長から説明願います。
事務局長	それでは、資料2ページをご覧ください。 議案第7号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。 番号1番、土地の所在は、 大字田子字所久保 4筆 現況地目は畑であり、合計面積は13,159㎡です。 申請人は資料のとおりです。 現地については、4・5ページの航空写真をご覧ください。 申請内容は、贈与になります。 番号2番、土地の所在は、 大字石亀字亀ノ下 1筆 字平成田 7筆 現況地目は田であり、合計面積は15,327㎡です。 申請人は資料のとおりです。 現地については、6・7ページの航空写真をご覧ください。 申請内容は、売買になります。（4,600,000円） 番号3番、土地の所在は、 字平成田 3筆 現況地目は田であり、合計面積は4,472㎡です。 申請人は資料のとおりです。 現地については、8・9ページの航空写真をご覧ください。 申請内容は、5年間の賃貸借になります。（80,000円/年） 以上で説明を終わります。

議長	それでは、番号 1 番の現地調査の結果について、種子推進委員から報告願います。
種子 推進委員	現地調査報告いたします。 3 月 4 日に、会長、西野委員、事務局の 5 人で現地を見てきました。 場所は、資料 4・5 ページをご覧ください。 譲受人の話では、にんにくを栽培するということで問題はないと見てきました。 以上で報告を終わります。
議長	報告が終わりましたので、番号 1 番の内容について、審議願います。 質問・意見等ございませんか。
議長	それでは、お諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声、多数あり） 全員異議ないようですので、番号 1 番の内容については、原案のとおり決定します。
議長	続いて、番号 2 番の現地調査の結果について、川原推進委員から報告願います。
川原 推進委員	現地調査報告いたします。 3 月 4 日に、会長、事務局の 4 人で現地を見てきました。 場所は、資料 6・7 ページをご覧ください。 譲受人の話では、水稻を栽培するということで、問題はないと見てきました。 以上で報告を終わります。
議長	報告が終わりましたので、番号 2 番の内容について、審議願います。 質問・意見等ございませんか。
議長	それでは、お諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声、多数あり） 全員異議ないようですので、番号 2 番の内容については、原案のとおり決定します。
議長	続いて、番号 3 番の現地調査の結果について、川原推進委員から報告願います。
川原 推進委員	現地調査報告いたします。 3 月 4 日に、会長、事務局の 4 人で現地を見てきました。 場所は、資料 8・9 ページをご覧ください。 譲受人の話では、玉ねぎを栽培するということで、問題はないと見てきました。 以上で報告を終わります。

議長	報告が終わりましたので、番号３番の内容について、審議願います。 質問・意見等ございませんか。
議長	それでは、お諮りいたします。 ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) 全員異議ないようですので、番号３番の内容については、原案のとおり決定します。
議長 (日程５)	日程第５、議案第８号「農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局長から説明願います。
事務局長	それでは、資料１０ページをご覧ください。 議案第８号「農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」下記のとおりの許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 番号１番、土地の所在は、 大字遠瀬字和平　５筆 現況地目は採草放牧地であり、合計面積は 27,271.13 ㎡です。 申請人は資料のとおりです。 現地については、１１・１２ページの航空写真、１３ページの土地利用計画図をご覧ください。 申請内容は風力発電設備工事用仮設ヤード及び仮設通路の設置に係る一時転用であります。転用期間は４年間となっております。 この案件の補足といたしまして、風車基礎部分については、令和４年２月４日に農用地区域からは除外済みであります。そして令和６年１月９日付けで田子町長より申請者に対し、再エネ法に基づく設備整備計画が認定されていることから、みなし転用許可を得ているものとなります。 今回申請の工事用仮設ヤード及び仮設通路部分については一時転用の取扱いとするため農振除外手続きの必要はございません。また、一時転用の期間の取扱いについては原則３年以内となりますが、事業着工３年目の１年間は大型クレーン車が手配できず工事を行えないことが確定しているため、一時転用の期間は４年間で申請されております。 なお、本土地は第１種農地と思われませんが、設備整備計画が認定されており、公益性が高いと認められる事業であるため、不許可の例外に該当するものと判断しております。 以上で説明を終わります。

議長	それでは、番号 1 番の現地調査の結果について、大向推進委員から報告願います。
大向 推進委員	現地調査報告いたします。 3 月 4 日に、会長、事務局の 4 人で現地を見てきました。 場所は、資料 1 1 ・ 1 2 ページをご覧ください。 譲受人の話では、風力発電設備工事用の仮設ヤード及び仮設通路の設置にかかる一時転用ということで、申請地と周囲の状況、土地利用計画図の具体的内容、転用後の周辺農地への影響は少ないと思われます。 以上で報告を終わります。
議長	報告が終わりましたので、番号 1 番の内容について、審議願います。 質問・意見等ございませんか。
議長	それでは、お諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声多数あり） 全員異議ないようですので、番号 1 番の内容については原案のとおりとし、その旨の意見書を県に送付します。
議長 （日程 6）	日程第 6、議案第 9 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。 事務局長から説明願います。
事務局長	それでは、資料 1 4 ページをご覧ください。 議案第 9 号「非農地証明交付申請の承認について」であります。 番号 1 番、土地の所在は、 大字関字栗ノ木平 2 筆、 現況地目は原野であり合計面積は 31,233 m²です。 申請人は資料のとおりです。 現地については、1 5 ・ 1 6 ページの航空写真及び 1 7 ページから 2 0 ページの現地写真をご覧ください。 番号 2 番、土地の所在は、 大字遠瀬字滝沢出口 1 筆、 現況地目は山林原野であり面積は 8,047 m²です。 申請人は資料のとおりです。 現地については、2 1 ・ 2 2 ページの航空写真及び 2 3 ページの現地写真をご覧ください。 非農地判断については、国の通知に基づき非農地として判断されるものと事務局

	では考えております。
	以上で説明を終わります。
議長	それでは、番号 1 番の現地調査の結果について、中村推進委員から報告願います。
中村 推進委員	現地調査報告いたします。 3 月 4 日に、会長、事務局の 4 人で現地を見てきました。 場所は、資料 1 5 ・ 1 6 ページをご覧ください。 譲受人の話では、雨水地下浸透などの影響により斜面が浸食され、崩落が起きたことや、崩落傾向であることから非農地としても問題はないと見てきました。 以上で報告を終わります。
議長	報告が終わりましたので、番号 1 番の内容について、審議願います。 質問・意見等ございませんか。
議長	それでは、お諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声、多数あり） 全員異議ないようですので、番号 1 番の内容については、原案のとおり決定します。
議長	続いて、番号 2 番の現地調査の結果報告に入る前に、畠山委員は、利害関係人であることから、暫時の間、退席願います。
議長	それでは、番号 2 番の現地調査の結果について、大向推進委員から報告願います。
大向 推進委員	現地調査報告いたします。 3 月 4 日に、会長、事務局の 4 人で現地を見てきました。 場所は、資料 2 1 ・ 2 2 ページをご覧ください。 譲受人の話では、2 3 年前から耕作しておらず原野化していることから、非農地としても問題はないと見てきました。 以上で報告を終わります。
議長	報告が終わりましたので、番号 2 番の内容について、審議願います。 質問・意見等ございませんか。
議長	それでは、お諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声、多数あり） 全員、異議ないようですので、番号 2 番の申請については、原案のとおり決定します。

	畠山委員の入室を認めます。
議長 (日程 7)	日程第 7、議案第 10 号「令和 7 年度最適化活動の目標の設定について」を議案をといたします。 事務局長から説明願います。 議案第 10 号「令和 7 年度最適化活動の目標の設定について」であります。 こちらについては担当者から説明します。
担当者	(説明)
議長	説明が終わりましたので、議案第 10 号について、審議願います。 質問・意見等ございませんか。
議長	それでは、お諮りいたします。 ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) 全員、意義ないようですので、原案のとおり決定します。
議長 (日程 8)	日程第 8「その他」に入ります。 事務局長から説明願います。
事務局長	それでは、諸般の報告をご覧ください。 まずは、諸般の報告について、2 月総会以降の活動などの報告をいたします。 2 月 25 日(火) 申請締め切り・告示 同日、会長が青森市で開催された青森県農業委員会会長会議・研修会に参加しました。 3 月 4 日(火) 総会案件に係る現地調査を行いました。 3 月 5 日(水) 山崎委員が東京都で開催された女性の農業委員会活動推進シンポジウムに参加しました。 3 月 6 日(木) 総会案件に係る企画会議を開催しました。 次に、3 月総会以降の予定について、お知らせいたします。 3 月 25 日(火) 申請締め切り・告示 4 月 3 日(木) 現地調査を予定しています。 4 月 8 日(火) 企画会議を予定しています。 4 月 10 日(木) 第 4 回総会を予定しています。 18:00 ～ 役場第一会議室 後日、文書によりご連絡いたします。 以上で説明を終わります。

議長

それでは、これに関しまして、ご質問はありますか。

(質問なしの声、多数あり)

ないようですので、以上をもちまして、令和7年田子町農業委員会3回総会を閉会いたします。

議事録署名者

議事録署名者
